

# 岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務仕様書

岐阜県環境生活部環境企画課

## 1 委託業務名

岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務

## 2 委託業務の目的

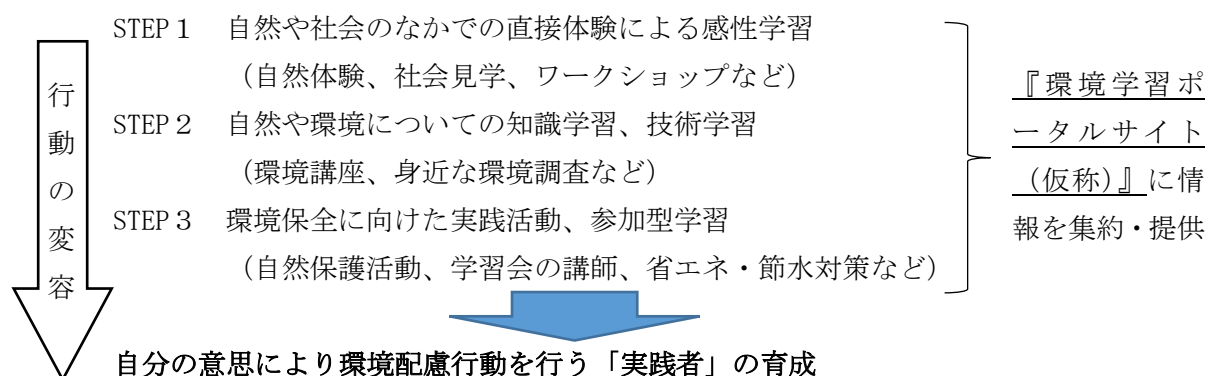
岐阜県では、第6次岐阜県環境基本計画の基本方針において、「未来につなぐ人づくり」を掲げており、県民の生活が環境にやさしいスタイルに変容し定着するよう環境保全意識の醸成を図ろうとしている。

また、持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの機会がE S D (Education for Sustainable Development) であり、このE S Dの重要な分野の一つである環境教育(学ぶ側から見ると「環境学習」)の推進に向けては、学びの場である学校や地域住民と、企業・団体等の多様なステークホルダーとの連携が不可欠である。

この環境教育(環境学習)を支援し、次代の環境活動を担う県民の行動変容を促すため、県・市町村・企業・団体等の多様なステークホルダーが提供する講座、体験、教材及び環境関連情報等を収集するとともに、これらの情報がだれでもどこでも入手でき、ワンストップで活用や申込みができる仕組みの構築が必要となる。

本委託業務は、上記の業務を円滑化するため、「岐阜県環境学習ポータルサイト」一式の構築及び運用並びに保守等業務を行い、県民等の利用者が環境学習に親しみやすく、環境学習プログラム提供者(以下、「提供者」とする。)にとっても活動を広く活用してもらいやすい仕組みを構築することで、環境に関する学びや環境保全に対する意識の向上、将来の環境保全を担う人材の育成を図るためのサービス提供を行うことを目的として実施するものである。

<行動変容のステップ(第6次岐阜県環境基本計画より)>



## 2-1 環境学習の定義

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項における「環境教育」の定義による。

「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」

このことから、環境学習ポータルサイトで提供するコンテンツは、下記を想定している。

### (1) 環境学習プログラム

#### ①講座・研修会（要申込機能）

企業・団体・指導人材等が実施する講座・研修会

<活用が想定される例>

小中学校における総合学習、企業における社員研修・CSRの検討  
（環境教育推進員の派遣による講座、民間企業の実施する研修会 等）

#### ②体験・見学（要申込機能）

河川等の現場や工場などの施設において、専門家などによる説明と自らの体験により学べる機会

<活用が想定される例>

小中学校における社会科見学・修学旅行、子ども会の遠足、家族旅行  
（上下流ツアー（環境企画課））

### (2) 環境学習関連情報

#### ①教材・データ

講師を活用せず、教職員等が自ら環境教育を行う際や、児童等が自主学習を行う際に使用できる教材やデータ、参考資料の紹介

（安心な暮らしのヒントBOOK@ぎふ（岐阜大学地域環境変動適応研究センター）、小学校の実際の環境授業の実施例、年間カリキュラム等の紹介など）

#### ②環境学習施設

関ヶ原ビジターセンター、清流長良川あゆパーク、河川環境楽園など

#### ③自ら実践できる取組

県民の行動変容につなげるため、(1)で学び体験したことを実践できる情報を紹介

（事例：県関係事業（COOL CHOICE、食べきり運動、プラごみ対策など）、企業や団体、学校における環境配慮事例・取組の紹介など）

#### ④環境関連情報

上記の環境学習、行動変容の基礎となる県公式ホームページの環境関連情報を整理し、リンク集とする。

## 2-2 環境学習ポータルサイトの利用者、環境学習コンテンツの提供者

県民全体を対象とするが、特に、環境学習を行っている学校現場（教職員、児童・生徒等）や環境問題に関心のある県民、環境活動に取り組む企業や団体等（ステークホルダー）の活用・参加を想定している。（下記（1）～（4）参照）

### （1）教職員

- ・環境の授業において、講師による出前授業、各種教材を活用
- ・課外授業として講座・研修や体験・見学プログラムを利用  
例）環境をテーマとする校外学習や遠足の実施

### （2）児童・生徒（次代の環境活動を担う世代）

- ・教職員の指導を受け、授業の中に教材等を活用  
例）理科や社会、家庭科等の授業で関連データを活用

### （3）環境問題に関心のある県民

- ・自治会や子供会、家庭における環境学習に活用  
例）子供会の遠足や家族旅行、子どもの自宅学習時に活用
- ・県民個人の学びを実践する機会として活用

### （4）企業・団体・NPO等（環境学習等の提供者、社員等の教育の場）

- ・企業や団体等による講座、体験コンテンツ、環境学習事例の提供  
例）環境に配慮した工場見学、自社製品を用いたエコ講座など
- ・企業や団体等による社員教育への活用  
例）環境をテーマとする社員研修

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで。

## 4 委託業務の範囲

岐阜県を甲、受注者を乙とし、乙は、令和3年度は次の（1）～（3）の業務、令和4年度～令和7年度は（1）及び（3）の業務を行うものとする。

乙は、本事業が継続的に活用され、環境活動を担う県民等の行動変容を促すことを目的として、効果的かつ効率的な事業実施を進めること。

### （1）環境学習プログラム及び環境学習関連情報の収集・掲載等

- ①環境学習プログラムの収集・掲載・予約受注及び手配業務
- ②環境学習関連情報の収集・掲載
- ③広報・周知

### （2）ポータルサイトの設計・構築

- ①サイト設計

②デザイン・コンテンツ制作

③セキュリティ環境構築

**(3) ポータルサイトの運用・保守**

・サイトのメンテナンス保守管理業務

**4 (1) 環境学習プログラム及び環境学習関連情報の収集・掲載等**

環境学習プログラムは各企業、団体、市町村等の様々な主体が実施しているが、それらの情報を掘り起こし、県民の行動変容を促すために活用することを目的として、2-2の利用者・提供者を対象とした環境学習プログラムを下記のとおり収集等を行うこと。

**① 環境学習プログラムの収集・掲載・予約受注及び手配業務**

**1) 環境学習プログラムの収集**

ア 収集する対象は、上記2-1(1)に該当する環境学習プログラムとする。

イ 本事業において集約・活用することを前提に、環境学習の取組、講座及び体験等のコンテンツを持つ企業・団体・指導人材等に働きかけ、環境学習プログラムの情報を収集すること。

ウ 収集にあたっては、学習テーマ、開催地域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）等で極端な偏りが発生しないよう配慮すること。

エ 乙自らが収集する新規件数は毎年度20件以上とする。なお、新規件数は提供される環境学習プログラムの題材ごとに1件としてカウントし、同一の提供者が異なる題材の環境学習プログラムを複数提供することも可とする。

(例) A団体が地球温暖化、水環境、資源循環といった異なるテーマの講座を提供する場合は、3件とカウントする。

なお、甲が提供する環境学習プログラム（別紙「県掲載希望一覧(案)」参照）は、件数としてカウントしない。

**2) 環境学習プログラムの掲載**

ア 上記1)で新規に収集した環境学習プログラムについて、提供者及び実施内容に関する概要をとりまとめ、随時、甲に報告すること。

イ 甲は、報告を受けた環境学習プログラムについて内容を精査し、サイト掲載が適当と認められる場合は、乙に対してその旨を通知する。改善を求める場合又は否認する場合も、その理由を示した上で通知する。

ウ サイト掲載が適当と認められた環境学習プログラムについて、事前に提供者からの承諾を得た上で、サイトに掲載すること。

エ サイト掲載後に、提供者から実施内容の変更・中止等に係る申出があった

場合は、甲に対して速やかに報告するとともに、サイトの更新について対応すること。

オ 掲載された環境学習プログラムの実施後は、提供者から実施結果報告を受け付けるとともに、上記ア～ウに準じて対応すること。

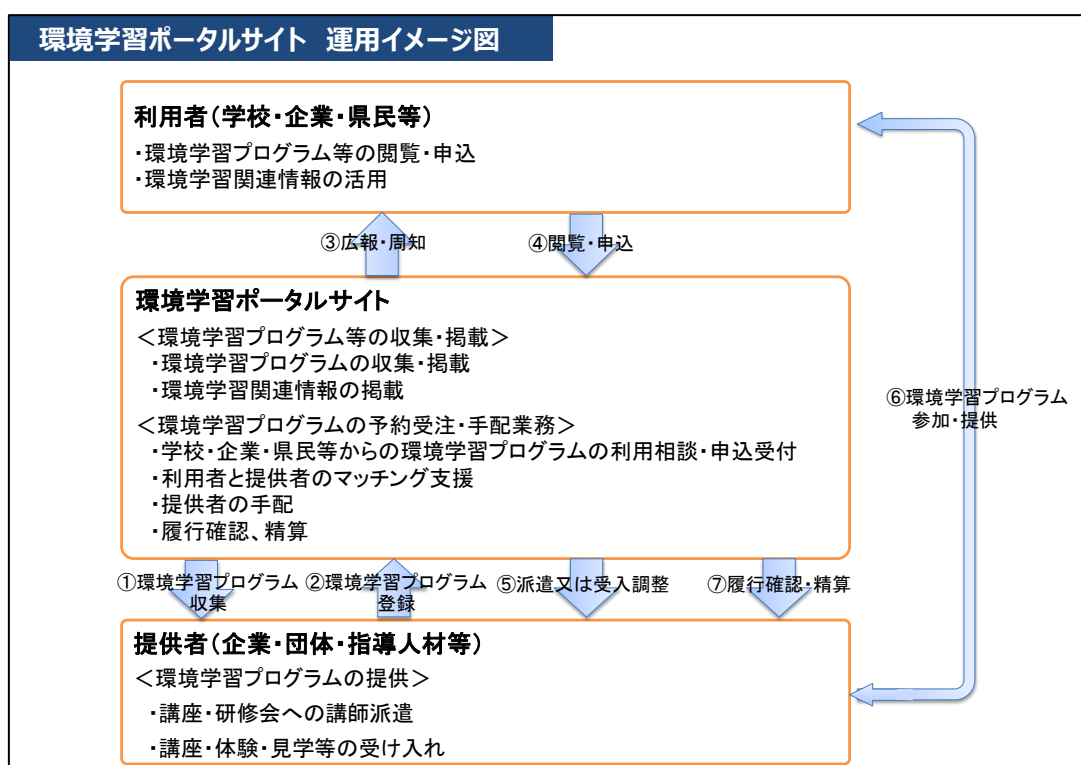
カ 甲が提供する環境学習プログラム（別紙「県掲載希望一覧（案）」参照）を掲載すること。また、甲から環境学習プログラムの追加掲載依頼があった場合についても、随時対応すること。

### 3) 環境学習プログラムの予約受注・手配業務

ア 利用者からの利用申込による予約受注、利用者の要望に沿った提供者の手配業務、マッチング支援、履行確認、キャンセル対応などを実施する窓口を設置すること。なお、想定する年間予約受注件数は、80件／年（初年度のみ25件）とすること。

イ 環境学習プログラムの実施に際して、参加料等の徴収があり、かつ提供者が希望する場合に、費用の徴収から提供者への精算までの必要な手続きに対応可能な体制を構築すること。

ウ 利用者又は提供者として、様々な主体からの問い合わせが想定されるため、相手方の質問・要望等を正しく理解し、適切に対応できる体制を構築すること。



## ② 環境学習関連情報の収集・掲載

### 1) 環境学習関連情報の収集

ア 収集する対象は、上記2-1(2)に該当する環境学習関連情報とする。

イ 収集にあたっては、上記①1)イ及びウを準用すること。

### 2) 環境学習関連情報の掲載

ア 掲載にあたっては、上記①2)ア～カを準用すること。

イ 地球温暖化、自然環境、資源循環、大気・水・土壌・化学物質、SDGsなど、環境の各テーマに沿った概要説明ページを作成すること。なお、掲載内容は甲と協議の上決定するが、利用が想定される県民等にも分かりやすく取り組みやすい工夫をすること。

## ③ 広報・周知

### 1) 市町村及び教育機関等への広報・周知

甲は、市町村からの登録申請促進及び学校等教育機関からの利用申込促進を図る観点で、広報・周知を実施する予定としているため、乙は、甲の求めに応じて現地説明に同行するなどの対応をすること。

### 2) 県民、企業、団体等への広報・周知

2-2で想定している利用者又は提供者から本事業が活用される機会を創出するため、予算の範囲内で、SNS、チラシ、メディア(テレビ、ラジオ、新聞など)を活用するなど、本事業を効果的に広報・周知する方法を検討し、実施すること。なお、周知方法や内容については、事前に甲と協議すること。

## 4 (2) ポータルサイトの設計・構築

以下の基本事項を踏まえてWEBサイトの設計・構築を行うこと。

### ① サイト設計

- 1) 各種OS並びに各種ブラウザ(Internet Explorer、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safariの最新バージョン)からの閲覧に対応しており、各リンクへの移動やシステムなどの動作が正しくなされるかを検証すること。運用期間中に新バージョンが公開された場合は無償で速やかに利用可能となるように対応すること。
- 2) コンテンツの充実やセキュリティ対策が適切に講じられるように、サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数を測定できるようにすること。
- 3) 効果的なSEO対策(サーチエンジン最適化)を行うこと。

- 4) 作製に当たって、階層図案とサイトマップ案を提出し、適宜、県と情報共有すること。
- 5) 次年度以降の保守管理経費（サーバーレンタル料等）が必要最低限になるよう配慮すること。
- 6) ページビュー数は、200,000 ページビュー／年（令和7年度）を想定すること。

## ② デザイン・コンテンツ制作

### 1) 共通事項

- ア 本事業の目的に沿って、利用者が環境学習に取り組みやすく、提供者にとっても活動を広く活用してもらいやすい仕組みとなるようなサイトの名称、構成、コンテンツ・機能、レイアウト等を検討すること。なお、これらについては甲との協議により決定する。
- イ 利用者に対する情報提供の効率化を図るとともに、情報収集の利便性を向上させること。
- ウ アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮し、サイトの利用者が見やすく使いやすい構成・デザインとすること。なお、アクセシビリティについては、日本産業規格(JISX 8341-3:2016)のウェブアクセシビリティ適合レベルAAに準拠すること。また、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB (参考) 試験方法」に基づいた試験を定期的実施し、試験結果を毎年公開すること。
- エ 利用者の通信速度に配慮し、表示に当たっては利用者が不快にならないようにすること。
- オ サイトのデザインは、コンテンツを追加する可能性を考慮したデザインとすること。
- カ 利用者がサイトページを印刷する際に、書式が崩れないよう配慮すること。
- キ PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
- ク その他、目的を達成するために効果的な情報発信であると認められるものは、委託料上限の範囲内で追加提案することも可能とする。

### 2) 環境学習プログラムの閲覧・利用申込ページ

- ア 4(1)①で収集・掲載する環境学習プログラムの情報を一元的に集約・管理するとともに、利用申込フォームを構築するなど、利用者が環境学習プログラムの検索、閲覧、利用申込といった流れをサイト上で容易に完結できるページを構築すること。
- イ ページの構築にあたっては、2-2で想定している利用者の使いやすさを

考慮し、検索機能、カテゴリー・階層の設定など、本事業の趣旨に沿って、利用者が環境学習に取り組みやすい仕組みとなるよう設計すること。

ウ 甲が提供する環境学習プログラム（別紙「県掲載希望一覧（案）」）について、サイトに掲載又はリンクを貼ること。また、甲から環境学習プログラムの追加掲載依頼があった場合についても、随時対応すること。

### 3) 環境学習関連情報の閲覧ページ

ア 4（1）②で収集・掲載する環境学習関連情報を一元的に集約・管理するとともに、閲覧できるページを構築すること。

イ ページの構築にあたっては、2-2で想定されている利用者の使いやすさを考慮し、検索機能、カテゴリー・階層の設定など、本事業の趣旨に沿って、利用者が環境学習に取り組みやすい仕組みとなるよう設計すること。

ウ 甲が提供する環境学習関連情報（別紙「県掲載希望一覧（案）」）について、サイトに掲載又はリンクを貼ること。また、甲から環境学習プログラムの追加掲載依頼があった場合についても、随時対応すること。

### ③ セキュリティ環境構築

- 1) 必要なウイルス対策を完備したレンタルサーバーを調達すること。なお、調達にあたっては、下記4（3）に示す要件を満たすこと。
- 2) システムのセキュリティ対策については、ファイアウォールを導入し必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定する、SSL/TLSでの通信の暗号化に対応したシステムを構築するなど、最新の情報を基に万全な対策を実施すること。使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。

## 4（3）ポータルサイトの運用・保守

### ① 保守管理業務

ア 構築したサイトについて、4（2）の機能要件を満たすよう保守運営を行うこと。

イ 甲から環境学習プログラム及び環境学習関連情報の追加掲載依頼があった場合についても、随時対応すること。

ウ セキュリティ対策やアクセシビリティ対策がとられた市販（またはオープンソース）のCMSを利用し、構築したサイトについて、安定的に保守運営すること。運用上、必要となる機能の追加、バージョンアップを行うこと。

エ 保守管理対応時間は午前8時30分から午後5時15分までの県開庁日とすること。ただし、サーバーの稼働監視については常時（24時間365日）実施するとともに、障害及び障害の前兆を検知し、甲へ報告すること。



オ 障害発生時には、甲へ連絡するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。

カ 毎月1日から月末までのサイト閲覧数、ページ毎・カテゴリー毎のアクセス数等のアクセスログの集計、サイトの稼働状況及び作業内容について、翌月の末日までにメール等で報告すること。ただし、令和8年3月分については、令和8年3月31日までに報告すること。

キ セキュリティログ、システムログ、アクセスログ及びログインログ等の主要なログについて、1年間以上保存すること。

ク システムの障害等が発生したときは、障害原因の特定及び再発防止のための処置について適宜経過報告書を提出すること。

ケ 4(3)①ア～クに定めるほか、重大セキュリティインシデント等サービスの継続が困難な事態が生じた際には、速やかに対応すること。

## ② サービス提供機器

ア サイト運営に必要なレンタルサーバーは乙において用意し、必要な設定を行うこと。

イ レンタルサーバーは、下記の要件を満たすものとする。

- ・日本国内にあるサーバーであること。
- ・内部ストレージはRAID 1+0構成とし、冗長性を向上すること。また、障害時は、日次バックアップより速やかにデータ復旧が行える仕組みとすること。
- ・大量の同時アクセス（最大150程度を想定）に対応できるものとする。
- ・部外者からサイトを改ざんされないようセキュリティ対策を講じていること。
- ・コンピューターウイルス対策を講じていること。
- ・アクセスログの記録・解析ができること。
- ・独自の脆弱性検査を年1回以上実施し、サイトの安全性を確認できること。

ウ レンタルサーバーを設置するデータセンターは下記の要件を満たすものとする。

- ・保育物の耐震ランク「Sランク（震度6の地震時でも継続利用可能）」以上の耐震性を確保していること。
- ・サーバーは、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等を可能な限り排除した場所に設置してあること。
- ・転倒及び落下防止等の耐震対策、防火・防水対策等が講じられていること。
- ・無停電環境であること。
- ・ICカードキー及び監視カメラによる入退室管理などセキュリティ確保が行われていること。

- ・プライバシーマーク、ISO/IEC 27001等の情報セキュリティに関わる資格を取得していること。
- ・バックアップは1日1回、毎日自動的に実行することとし、障害発生時には7世代前のデータに復旧できること。
- ・災害発生時に備えて、適切なデータの保全及び迅速な復旧が可能であること。
- ・レンタルサーバーは、甲と協議の上、乙が選定すること。

### ③ サービスレベルの条件

本ポータルサイトにおいて提供されるサービス全体について、高い品質が実現、維持されることが必要であるため、乙は、本委託業務において提示した作業の品質を検証するためのサービスレベル項目を設定し、乙と甲との間での作業状況の検証、改善の基準とする。

具体的なサービスレベル項目と要求水準は下記のとおりとし、受託者は遵守すること。なお、契約締結後1年を経過した後に、甲は必要に応じ、乙と協議のうえ、サービスレベル項目及びサービスレベル値を変更することができる。

<求めるサービスレベル>

サービス区分			サービスレベル設定項目	サービスレベル値
大項目	中項目	小項目		
保守管理業務	障害対応業務の実施	システム運用	◇サーバ可用性 $\text{サーバ可用性} = (\text{実際の稼働時間}) \div [(\text{当初予定した稼働時間※}) - (\text{正当な理由のある停止時間})] \times 100$ ※当初予定した稼働時間 24時間365日	99%以上

### ④ 管理者によるアクセス制御

ア サイトを円滑に運用するためのページの更新及びメンテナンス業務は、原則として乙が行うこと。

イ アクセス制御について、下記の要件を満たすこと。

- ・アクセス制御の設定を管理者がGUI画面でのクリック操作でできること。
- ・ユーザID、パスワード単位でアクセスを制御できること。操作できる範囲はデータベーステーブルレベルからレコードレベルまで個別に参照、更新、生成、削除などのアクセス制御ができること。
- ・パスワードの文字数は8文字以上16文字までで、「記号を含む複雑性」

「一定回数失敗ロック」「定期更新」の機能を設けること。

## 5 業務スケジュール

以下の期日までに各工程を実施すること。

サイトのアウトライン案の提出	令和3年9月1日（水）
サイトの構築完了・運用開始 （少なくとも別紙「県掲載希望一覧（案）」の環境学習コンテンツについてサイトへの掲載を完了すること）	令和3年12月15日（水）
4（1）で乙自らが収集した環境学習コンテンツのサイトへの掲載完了	令和4年3月1日（火）

## 6 業務体制

- (1) 乙は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。
- (2) 乙は、業務の遂行を総括する総括責任者を定め、サイトの制作に精通する職員を配置するとともに、業務に着手する前に体制（総括責任者、主任担当者、業務従事技術者など）が分かる書類を甲に提出すること。
- (3) 主任担当者は、サイトの制作・運営にかかる実績を有するものとし、全体的な作業計画を策定し、適切な進捗管理を行うこと。
- (4) 主任担当者に選任した者が、委託業務の適切な運営管理を行わず、業務の円滑な遂行が見込めないと甲が判断した場合は、両者協議の上、新たな主任担当者の選任を求めることができるものとする。
- (5) 乙は、業務遂行にあたり、甲へ月1回程度、進捗状況の報告を行うこと。また、甲が必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも乙に対し報告を求めることができる。
- (6) 乙は、委託期間を通じて、甲担当者と緊密な連携、調整を図り、必要に応じて開発担当者が打ち合わせに参加するなど、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。

## 7 納品

### (1) 成果品等

乙は、4（2）及び（3）の業務について、次の成果品等を甲へ納めること。ただし、①については初年度のみとするが、変更が生じた場合は再度提出を求めることとする。また、⑤については、最終年度のみとする。

- ① サイト構築設計書（印刷物2部及び同電子データ（DVD等に記録））
- ② ドキュメントルート以下のファイルバックアップデータ（DVD等に記録）
- ③ データベースのバックアップデータ（DVD等に記録）

- ④ コンテンツ制作にかかる資料、写真など（DVD 等に記録）
- ⑤ 業務引継書

## （２）納入期限及び納入場所

### ① 納入期限

上記 7（１）①については令和 4 年 2 月 28 日（月）までとし、②～④については各年度の末日までとする。⑤については、令和 8 年 3 月 1 日までとする。

### ② 納入場所

岐阜県環境生活部環境企画課

## 8 検査完了条件

乙は、各年度末日までに以下の書類等を甲へ提出するとともに、甲が実施する検査に合格しなければならない。

- （１）委託業務完了届
- （２）実績報告書（業務の実施企画及び内容、実施状況等を記載したもの）

## 9 委託費用の支払条件等

- （１）乙は、前条の規定による業務完了届を提出し、甲の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求するものとする。
- （２）乙は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。
- （３）乙は、契約金額の前払金の支払いを県に請求することができる。甲は、乙から前払金の請求があったときは、請求を受けた日から 15 日以内に前払金を支払うものとする。

## 10 契約不適合責任

検査完了後 1 年以内に、納入物について設計結果との不一致（バグも含む。以下本項において「瑕疵」という。）が発見された場合、乙は速やかに原因究明に協力し、甲と協議のうえ、期限を定めて無償で是正措置を行うこと。

ただし、瑕疵がシステムの運用等に影響を及ぼさない軽微な場合と県が認める場合においてはこの限りではない。

また、瑕疵が甲の提供した資料等又は県の与えた指示等によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示等が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

**(1) 関係法令の遵守**

乙は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

**(2) 業務の一括再委託の禁止**

乙は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

**(3) セキュリティ対策**

乙は、本事業のデータ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

**(4) 個人情報保護**

乙が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）および別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

**(5) 守秘義務**

乙は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用しないこと。また、委託業務終了後も同様とすること。

**(6) 暴力団の不当介入における通報等**

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 履行期間の延長の請求

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

**(7) 著作権等**

本事業における著作権の取扱いについては、別記3「著作権等取扱特記事項」によること。

**1.2 業務の継続が困難となった場合の措置**

契約期間中において、乙による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりと

する。

**(1) 乙の責に帰すべき事由により業務が困難となった場合**

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができる。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期乙が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

**(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他の不可抗力等、甲乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期乙に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

**1.3 その他**

- (1) 本業務の履行場所における事務什器等の事務環境は、甲が所有する職員用パソコンを除き、乙の負担で用意するものとし、電話等の通信費用及び用紙等の消耗品等についても乙の負担とする。
- (2) 令和8年度以降のサイト運営（サイト運用保守、レンタルサーバーの利用、コンテンツ制作など）は、本委託業務とは別に、令和8年度当初に改めて契約するものであるが、委託業務との連続性を確保できるように、業務引継書を作成するとともに、登録された環境学習プログラム等についてCSV ファイル（エクセル形式）として用意することとし、乙の変更があった場合においては、次期乙へ適切かつ円滑に引継ぎを行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、甲と協議して決定する。ただし、軽微な事項については甲の指示に従うものとする。

## 情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県環境生活部環境企画課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって乙が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 乙は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 乙は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 乙は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 乙は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これ



に対する管理及び監督を徹底しなければならない。また乙は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

- 4 乙は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 県は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、乙の建物も含め実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 県は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 乙は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 乙は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく乙に連絡し、乙からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(誓約書)

第16条 乙は、本業務を実施するにあたり、セキュリティ特記事項を遵守することを記載した誓約書を作成し、契約書と同じ印を押印の上、県に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間

- (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

のとする。

(立入調査)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

### 別記3

#### 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 ホームページが著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。

2 ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 ホームページが著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 ホームページの制作のために乙が提供したホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真、動画
- 四 イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者にホームページ及び当該ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。

- 一 乙の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 乙は、発注者に対し、ホームページ及び当該ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「ホームページ等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、ホームページ等が著作物に該当する場合において、当該ホームページ等の

本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 乙は、発注者に対し、ホームページ等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(ホームページ等の電子データが入った納入物の提供)

第5 乙は、発注者に対し、原稿・原画・写真・動画・イラストの電子データが入った納入物（保存媒体：DVD、保存形式：Illustratorデータ、JPEGデータ等）を引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の製作の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の電子データが入った納入物の所有権は、引渡し時に発注者に移転する。